



生徒指導部から（1年生へ）  
==未来の花を咲かせるために==  
2026年5月1日

## 「高校のトイレで殴る蹴るの暴行」動画がSNSで拡散 栃木県立高校の男子生徒を傷害容疑で書類送検

栃木県立高校の男子生徒が暴行を受ける動画がSNS上で拡散された問題で、県警は暴行を加えたとして、別の男子生徒を傷害容疑で宇都宮地検に書類送検した。5日付。  
(2月6日 読売新聞)

2025年12月19日、校舎内のトイレでの暴行の様子が撮影され、9秒間の動画が年明けの4日に拡散されたほか、動画を見た人が栃木県警に通報し、暴行事件として捜査を始めたことで大きく報じられました。その後、ネット上には加害者とされる生徒の氏名、顔写真、家族などの情報を晒す行為や誹謗中傷も見られました。暴力については言語道断であり、周囲で見ていた生徒も含め、十分な謝罪や反省が求められるべきです。ただ、SNS上での加害者の「私刑」を求める声や学校への誹謗中傷など二次被害が起きていることも深刻な事態です。  
暴力行為やいじめは、暴行罪や傷害罪にあたります。

### 暴行罪（刑法208条）

定義：人の身体に対して物理的な力を加えるが、怪我に至らなかった場合。  
罰則：2年以下の拘禁刑（懲役・禁錮）若しくは30万円以下の罰金、又は拘留、科料。  
具体例：殴る・蹴るが当たらない、髪を引っ張る、胸ぐらをつかむ、耳元で大声を出す。

### 傷害罪（刑法204条）

定義：人の身体を傷害する、すなわち怪我や病気を負わせる行為。  
罰則：15年以下の拘禁刑（懲役・禁錮）又は50万円以下の罰金。  
具体例：殴って骨折させる、蹴ってあざ（内出血）ができる、睡眠薬を飲ませる。

SNS等における悪質な投稿は、名誉毀損罪や侮辱罪にあたります。

### 名誉毀損罪（刑法230条）

要件：公然と（不特定多数の前）、社会的評価を低下させる具体的な事実（例：犯罪歴、経歴詐称など）を摘示すること。事実が本当であっても、社会的に評価が下がれば成立する。  
罰則：3年以下の拘禁刑（懲役・禁固）又は50万円以下の罰金。

### 侮辱罪（刑法231条）

要件：事実の摘示なしに、公然と人に対する名誉感情を害する（蔑視・侮辱する）こと。  
罰則：1年以下の拘禁刑（懲役・禁固）又は30万円以下の罰金。  
令和4年の法改正により、拘留・科料のみから厳罰化された。

具体例：

誹謗中傷（2023年）：

池袋暴走事故の遺族に対し、SNS上で「金や反響目当て」等のコメントや脅迫的な書き込みをした男性に有罪判決。

著名人への攻撃（2021年）：

女性タレントに対し、ブログで「死ぬ」等の投稿を繰り返した女性が書類送検。

リポスト・拡散（2019年）：

他者が投稿した誹謗中傷ポストを、リポスト（リツイート）したジャーナリスト男性に対し、慰謝料33万円の支払い命令が確定。

なりすまし（2017年）：

なりすましアカウントで他者を攻撃した男性に、名誉・肖像権侵害で130万円超の損害賠償命令が確定。

企業・個人へのデマ（2025年）：

転職サイトで事実と異なるパワハラを書き込みをした男性に損害賠償命令が確定。

一時的な感情や場の雰囲気によって、暴力行為やいじめに及ぶこと、冷静な判断を欠いたSNSの間違った使い方などは、あなたたちの未来を一瞬にして閉ざしてしまう悲しい行為です。自分だけでなく、あなたたちの周りの大切な人をも傷つけてしまいます。人として、「してはいけないこと」は、みんなわかっているはず。未来の花を咲かせるために、今を正しく、過ごしましょう。